

栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき、措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5（2023）年3月24日

栃木県監査委員 森 澤 隆
 同 鎌 形 俊 之
 同 三 森 文 徳
 同 琴 寄 昌 男

監査の結果の措置状況

（指摘事項）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
那須農業振興事務所（「那須広域ダム管理支所」を含む。）	令和4（2022）年7月15日	<p>一般廃棄物の収集運搬業務について、清掃業務に含めて委託することとしたが、所属内の認識不足を要因として、所在する市の一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けていない者のみを指名して競争入札を行ったことから、法令に違反した委託となっていた。</p> <p>今後は、関係法令を理解し、業務遂行上の要件を明確にすることにより、法令の遵守と適切な事務執行を図らねたい。</p>	<p>本件は、清掃業務に一般廃棄物の収集運搬業務を含めて委託することを検討・決定し、契約手続を進める一連の過程において、事務の効率化の達成に注意を奪われ、関係法令に違反した契約になるとの認識を持つことができないまま、市の一般廃棄物の収集運搬業の許可の有無を確認せずに競争入札を行ったことに起因するものです。</p> <p>指摘を受けて、市の所管課に遅滞なく報告を行い、清掃業務の変更契約を行い、一般廃棄物の収集運搬業務を除外するとともに、新たに一般廃棄物の収集運搬業務契約を締結し、法令違反の契約を解消しました。また、他の委託契約等に同様の案件が無いことを確認し、職員に対する注意喚起を行いました。</p> <p>今回の指摘を重く受け止め、今後、廃棄物関係の契約事務の執行に当たっては、関連研修の受講など職員の関係法令規則等に関する知識の習熟及び所属長訓示等による法令遵守意識の向上を図るとともに、「係長級以上の複数の職位者による確認を徹底する」など内部チェック体制を強化し、適正な事</p>

			務執行に努めて参ります。
栃木土木事務所	令和 5 (2023) 年 1月 31 日	<p>快適で安全な道づくり事業費（補助）に係る道路改良工事の設計積算において、舗装工等の一部を夜間に施工したにもかかわらず、所属内の確認不足を要因として、労務単価の割増しを行わなかったことにより、設計額が過小となっているものが1件 627 千円あった。</p>	<p>今回の指摘事項は、所属内の確認不足を原因とする設計積算の誤りであります。</p> <p>他の案件について点検したところ、同様な設計積算ミスはありませんでした。</p> <p>今後、設計積算に当たっては、適用する積算基準に基づき適正に計上されるよう、工事費積算チェックリストを拡充し、部課長等複数人による検算体制を強化して再発防止に努めます。</p> <p>また、積算能力を向上させるため、若手職員に対する指導・教育に一層力を入れるとともに、所内技術調整会議等を活用して、誤った設計積算の事例などを周知徹底することにより、適正な事務執行に努めます。</p>
		<p>快適で安全な道づくり事業費（補助）に係る道路標識工事の設計積算において、標識板の裏面塗装を施工する場合に該当しないにもかかわらず、所属内の確認不足を要因として、裏面塗装に係る加算額を計上したことにより、設計額が過大となっているものが1件 396 千円あった。</p>	<p>今回の指摘事項は、所属内の確認不足を原因とする設計積算の誤りであります。</p> <p>他の案件について点検したところ、同様な設計積算ミスはありませんでした。</p> <p>今後は、各担当者が現場条件を十分に把握するほか、設計積算に当たっては、適用する積算基準に基づき適正に計上されるよう、若手職員に対する指導・教育に一層力を入れるとともに、所内技術調整会議等を活用して、誤った設計積算の事例などを周知徹底することにより、適正な事務執行に努めます。</p>
安足土木事務所	令和 5 (2023) 年 1月 31 日	<p>元年災害復旧事業費（工事費）に係る護岸工事の設計積算において、根固めブロックの据付け場所を陸上とすべきところ、所</p>	<p>本件は、担当者や検算者の思い込みや経験不足等によりチェックが不十分であったことに起因しており、この他に同様の案件はあり</p>

		<p>属内の確認不足を要因として、誤って水中としたことから、設計額が過大となっているものが1件 693 千円あった。</p>	<p>ませんでした。</p> <p>今後は、各担当者が現場条件を十分に把握し、積算基準も理解した上で設計書作成に取り組むこととし、積算経験豊富な職員による検算によりチェック体制を強化して参ります。</p> <p>また、所内技術調整会議等において周知するなど、担当者や検算者に対する違算防止のための継続的な指導を行い、適正な事務執行に努めます。</p>
盲学校	令和 4 (2022) 年 12 月 22 日	<p>令和 2 年度浄化槽水質検査の実施において、所属内の確認不足により、執行同等の事務手続を一切行わず業務を依頼しただけでなく、点検の事実や業者から支払を催促されている状況を当時の担当者が報告せず、なおかつ管理者がチェックしなかったことで、業者からの再三にわたる支払の催促にもかかわらずこれを放置し、未払となっているものがあった。</p> <p>今後は、厳格な業務管理体制の構築に向け、組織運営のあり方を見直すとともに、実効性ある再発防止策となるよう管理者や担当者の役割を明確にした上で適切な事務処理の徹底に努められたい。</p>	<p>本件は、担当者の事務処理の失念及び所属内の確認不足により、点検を実施したにもかかわらず未払である状況を把握できずに過年度支払が発生したものです。点検業者からの連絡を受け、すみやかに事実確認を行い、確認結果等を説明した上で支払に係る確認書を取り交わし、支払いを完了しました。</p> <p>本件以外の事務の執行状況を確認しましたが、同様の案件はありませんでした。</p> <p>令和 3 年度からは予算執行や点検計画等の実施に係るセルフチェック表を活用して進行管理を行っていますが、本件を受けて、検査経費発生の有無を確実に確認できるようセルフチェック表の様式を見直しました。また、正副担当制の機能強化を図るとともに、担当業務の進捗状況を更新する際には、併せて担当外の業務の進捗状況をチェックし、相互に声掛けを行うこととするなど、情報共有やチェック体制の強化を図りました。</p> <p>今後は、事務職員全員が学校事務全般に係る業務の把握や関係諸規定等の知識の向上に努め、内部</p>

			<p>チェック体制を十分に機能させることにより適正な事務の執行に努めて参ります。</p>
<p>栃木女子高等学校</p>	<p>令和 5 (2023) 年 1月6日</p>	<p>生徒の模擬試験受験料については、授業料やその他の諸会費とともに一括して徴収し、準公金として学年関係口座にいったん入金した後、進路指導部の口座に振替のうえ、必要経費を支出することとしていたが、統一した取扱いとなっておらず、令和3年度については、一部を学年関係口座から実態とは異なる名目で支出手続を行い、現金化していた。当該現金については、現金出納簿等の帳簿類を作成せず簿外で管理するとともに、収入及び支出について伺いを作成することなく処理しており、保管されていた領収書の中には使途が明記されていないものがあるなど、管理状況が著しく不適切な状態であった。</p> <p>また、職員の事務作業ミスに伴い、卒業証書を作成し直した事案については、県に責務があるにも関わらず、県費ではなく当該現金から支払っていた。</p> <p>さらに、学年関係口座については、予算決算の中で保護者等の承認を得ているものの、進路指導部の口座の決算状況の報告は行われておらず、令和2年度末の 1,091,736 円が預金として滞留した状態となっている。</p> <p>今後は、通帳等管理会計事務処理基準に基づき準公金の厳格な管理と適正な執行に取り組むとともに、滞留している預金や卒業証書の再作成経費について</p>	<p>校外模試の受験料には、学校側の事務処理費(会場使用料、試験監督料等)が含まれており、試験監督料の他に用紙代や書籍代等進路指導経費に充当するなどして生徒側に還元してきましたが、保護者への十分な説明を行っておりませんでした。</p> <p>また、令和2年度は、試験監督料の支払額が減少したことから、進路指導部(模試)会計内に多額の預金が滞留した状態となりました。令和3年度は、当時の管理職で協議をした結果、会場使用料等相当額を速やかに生徒へ還元することとし、出納責任者が自らの判断により、現金で入出金を管理していたものです。なお、精査の結果、新たに 42,250 円の現金が金庫内に保管してあったことが判明しました。</p> <p>そのため、進路指導部(模試)会計における経理処理については、校内チェック機能を働かせながら、収入・支出の伺い、出納簿を作成するとともに、通帳を通した入出金を厳格に行う等、既に是正しました。また、精査の結果判明した残金については、令和4年度の収入として繰り入れて処理する予定です。さらに、校外模試の事務処理方法について、保護者に対し丁寧に説明し、予算・決算等に係る保護者の承認を得る等、会計の透明化とより一層の適正化を図って参ります。これらについては、令和4年度末までにPTA理事会で説明す</p>

		<p>関係者へ説明のうえ適切に対応されたい。</p> <p>併せて、過年度分を含めた全ての準公金に係る会計処理について精査のうえ実態を解明するとともに、再発防止を徹底し、県民の不信を招かぬよう取り組まされたい。</p>	<p>るとともに文書で全保護者あて通知することといたします。また、今後は、毎年5月のPTA総会において、保護者に丁寧に説明して参ります。</p> <p>滞留している預金については、本校教育の向上と進路指導に最も資する形で、全在校生徒及び全卒業生に有意に還元されるよう、本校の同窓会への寄付として操出すこととし、令和4年度末までにPTA理事会及び同窓会役員への説明を行い、令和5年5月のPTA総会において、保護者に丁寧に説明して参ります。</p> <p>卒業証書等の再作成に係る経費については、本来、県費で負担すべきところですが、一日も早く真正な卒業証書等を卒業生に届けたいとの一念から、校外模試の会場使用料等相当額として留保していた現金を充当してしまったものです。令和4年度末までに現PTA会長・副会長に対し、当該経緯を率直かつ丁寧に説明するとともに、当時のPTA会長・副会長など関係者にもあらためて説明し、やむを得ない措置として御了解を得た上で対応して参ります。</p> <p>なお、本校における全ての準公金会計について、令和5年1月に、各会計を担当する教職員が相互にチェックし合い、過年度分も含めて再点検等を行った結果、現金での簿外管理等の不適切な管理や執行がなかったことを確認いたしました。</p> <p>今後は、進路指導部(模試)会計を含む全ての準公金会計の毎年度の予算・決算等の処理において、保護者等関係者への周知と承認等の</p>
--	--	---	---

			<p>手続を構築することで、将来にわたって継続的に適正性を確保して参ります。</p> <p>さらに、「通帳等管理会計事務処理基準」に基づき、管理職・会計担当者ともども強い当事者意識を持って、準公金の適正な管理と執行に取り組むことで、再発防止を徹底し、保護者や県民から不信や疑念を持たれるようなことがないよう努めます。</p>
那須特別支援学校	令和 5 (2023) 年 1月 19 日	<p>期末手当及び勤勉手当において、所属内の確認不足により、在職期間等の算定を誤ったことから、過支給となっているものが 2 件 730,033 円あった。</p> <p>当該手当は、算定誤りの内容により支給額への影響が大きくなる可能性があるため、今後は支給要件の確認を確実にするなど、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>本件は、給与事務担当職員の理解不足と所属内の検算確認等のチェックが不十分であったことにより生じたものです。期末手当及び勤勉手当の過支給分 2 件 730,033 円は、速やかに訂正入力を行い、返納手続きを行いました。</p> <p>また、12 月期末勤勉手当支給分を点検したところ、同様の誤りを 2 件確認したため、速やかに訂正入力を行いました。</p> <p>今後は、関係法令・規則等の規定を都度確認するとともに、確認表を添付し、担当者の外、副担当者及び事務長により、誤りの原因となった在職期間・除算期間、支給基準を三重チェックすることとし、内部チェック体制の強化を図り、再発防止を徹底します。</p>
富屋特別支援学校	令和 5 (2023) 年 2月 3 日	<p>鹿沼分校校外学習バス運行業務委託において、見積書と異なる金額を記載した契約書を締結し、本校で支出手続を行う際にも、契約書の金額が異なっていることを見過ごしたままとなっていた。</p> <p>起案した分校と本校での連携及び確認が不足していたことから、今後は、速やかに是正措置を</p>	<p>本件の指摘に至る要因は、契約書作成時に記載内容の確認不足に加え、組織のチェック機能が不十分であったことによるものです。</p> <p>この業務委託と同様の事務処理を行っている他の案件を点検しましたが、誤りはありませんでした。</p> <p>また、当該契約金額の相違については、後日問題が生じないように、委託先と変更契約を締結し、相</p>

		<p>講じるとともに、再発防止に向けて事務処理体制を見直すなど適切な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>互に債権債務がないことを確認いたしました。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないよう、担当者の確認の徹底と併せて、一連の事務の流れの中で、分校起案文書には事務長のほか、本校の契約担当者を決裁に加えて検証を徹底するなど、内部チェック体制の強化を徹底し、組織として再発防止に努めて参ります。</p> <p>さらに、リスク評価シートに再発防止策を反映させ、継続的な対策を講じるとともに、契約業務に携わる職員に財務会計実務研修（支出・契約編）に参加させて、財務会計事務の適切・確実な事務事業の執行に努めます。</p>
真岡工業高等学校	令和5(2023)年 2月6日	<p>借入物品である教育用コンピュータ及びその附属機器の物品管理において、プロジェクタ1台を令和元年度に紛失したにもかかわらず、コンプライアンス意識の不足を要因として、令和4年度まで2年以上にわたり所管課に報告しておらず管理が著しく不適切であった。</p> <p>今後は、物品の厳格な管理体制を構築するとともに、所属におけるコンプライアンスを徹底されたい。</p>	<p>本件は、責任体制が明確にされておらず、本校教職員の物品が見つかるだろうという安易な考えとコンプライアンス意識の不足が要因していたことによるものです。</p> <p>今後は再発防止策として、使用室ごとに管理責任者を設置し、毎月履行確認書を事務室担当者に提出させること、共有で使用する借入物品については使用簿による管理を行うものとします。</p> <p>さらに教職員における県有財産や物品、借入物品等の適切な管理について認識させ、事故等発生の際は速やかに報告を行うよう、職員会議で全職員に周知するとともに、事務長が中心となり管理責任者等に管理の徹底を図らせ、内部体制の強化に努めて参ります。</p>
		<p>令和3年度高等学校等就学支援金の認定事務において、所属内の確認不足により、支援金の支給を申請されたにもかかわらず</p>	<p>本件は、担当者のヒューマンエラーと決裁時のチェック機能が不十分であったことによるもので、他の高等学校等就学支援金業務を</p>

		<p>ず未申請であるものとして処理し、授業料を徴収していたものが9件 267,300円、支給対象でないにもかかわらずその支給を決定し、本人から授業料を徴収せず、支援金を支出していたものが1件 118,800円それぞれあった。</p> <p>今後は、実効性ある再発防止策を講じるなど、適切な事務処理の徹底に努められたい。</p>	<p>点検した結果、同様の案件はありませんでした。</p> <p>認定審査事務に当たっては、審査の正確性や理解不足で事務を行うことのリスク等を自覚し、担当者の安易な判断によらず、所属内や制度所管課に十分確認し理解を深めるとともに、チェック表などによる担当者の処理状況の見える化と点検体制の強化を図り再発防止に努めます。</p> <p>また、所属内で複数人が審査状況を定期的に確認するなど、内部チェック体制の強化を図って参ります。</p>
--	--	---	--